

日本レクリエーション学会会則

<第1章 総 則>

第1条 本会を日本レクリエーション学会、
(英語名Japan Society of Leisure and Recreation Studies)
という。

第2条 本会の目的は、レクリエーションに関する調査研究を促進し、レクリエーションの発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、東海大学体育学部社会体育学科レクリエーション研究室内に置く。

<第2章 事 業>

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 学会大会の開催
2. 研究会、講演会等の開催
3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
4. 研究の助成
5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

<第3章 会 員>

第6条 本会は正会員の他、学生会員、特別会員、賛助会員、および名誉会員を置くことができる。

1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を経て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
2. 学生会員は、大学生(大学院を除く)、およびそれに準ずる者とする。
3. 特別会員は、大会の目的に賛同する外地

在住者とする。

4. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会の承認を得た者とする。

5. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌納等の配布を受け、本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

<第4章 役 員>

第9条 本会を運営するために、総会において正会員の中から次の役員を選ぶ。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、監事2名

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、これを代行する。

理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

監事は、事務局と理事会の運営を監査する。

第11条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に名誉会長を置くことができる。

<第5章 会 議>

第13条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第14条 通常総会は、毎年1回開催し役員を選出および本会の運営に関する重要事項を審議

決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事の運営に関しては別にこれを定める。

第15条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の $\frac{1}{3}$ 以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第16条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。

<第6章 支部および専門分科会>

第17条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

<第7章 会 計>

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第19条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 1,000円(3米ドル)
2. 正会員 年額 3,000円
3. 学生会員 " 1,000円
4. 特別会員 " 10米ドル
5. 賛助会員 " 20,000円以上

第20条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の $\frac{2}{3}$ 以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。
3. 本会則は、昭和51年5月1日に一部改訂する。